



今年に入って、僕が昔働いていた大塚商会から、仕事の依頼を受けるようになりました。今回はその、電子帳簿保存法について紹介します。少し規模が大きくないとメリットは少ないかと思いますが、どんどん使いやすくなってきました。それと、保険を使った節税方法のうち、養老保険を使ったものの注意点について、少し触れてみました(かなり細かいです)。

<今回の内容>

1. 電子帳簿保存法について P.1
2. 養老保険を活用した租税回避行為について P.3

平成29年8月1日発行

第 30号

税理士試験まであと1ヶ月。今年もこの夏がやってきました！

帳簿をスキャンして保存する

EMP通信 発行者:EMP税務会計事務所・EMP行政書士事務所

電子帳簿保存法について

■ 僕が大学を卒業してから約5年間お世話になった、大塚商会という会社があります。皆さんの中には、複合機やたのめーで名前を聞いたことがある方もいらっしゃると思います。Smileaを導入してるよ！という方もいらっしゃるかもしれませんね。私はその会社でデータベースのスペシャリストとして、データベースの設計、チューニング、トラブル対応を主に行っていました。その大塚商会から、この1月、ある相談を受けました。それが、電子帳簿保存法を活用したソリューションについてです。なんだか難しそうですが、要は、大塚商会が売りたい商品があるのですが、その商品は税務の周辺知識が必要なもので、その税務の周辺知識について相談させて欲しいということでした。今回は、その「税務の周辺知識」である、電子帳簿保存法について少し紹介させていただきます。

■ 日々事業を行っていくなかで、領収書や請求書など多くの紙の書類が発生します。ほとんどの会社では、このような書類を月別にファイリングして紙の状態ですが、社内で紙のやり取りをすることによって業務の非効率が生じたり、保管するための場所の確保やコスト、さらにはファイリングの手間など、様々な問題があると思います。そんな問題を解決するために、これらの書類を電子保存・スキャナ保存できるように定められた法律が、電子帳簿保存法です。

ちなみに、e-文書法とまとめて語られることも多いのですが、e-文書法は保存が義務付けられている書類全般に関する法律で、電子帳簿保存法は、そのうちの「お金の動きに関する書類(国税関係帳簿書類)」についての法律です。



■ 対象となる書類

スキャナ保存の対象となる書類は、次のページにある通り、いくつかの種類に分けられます。ポイントは、書類の重要頻度に応じて、次の3種類に大別することができ、その結果、どのタイミングで電子化するかが決まっています。速やかに入力とは、受領後おおよ7日以内、業務サイクル後速やかに入力とは受領後おおよ37日以内に電子化する必要があり、いずれにしても社内規定を定めて、適切に処理する必要があります。いわば、ここが一番難しい点です。電子化の対象となる書類が、この表のどれに該当するのか、どのタイミングで電子化するのか、電子化するシステムはどれにするのか、電子化したら誰がチェックするのかということをしっかり決めておかない

書類の名称・内容	書類の性格	書類の重要度	スキャナ頻度
契約書 領収書	一連の取引過程における開始時点と終了時点の取引内容を明らかにする書類で、取引の中間過程で作成される書類の真实性を保管する書類	資金や物の流れに直結・連動する書類のうち特に重要な書類	速やかに入力 または 業務サイクル後速やかに入力
預かり証 借用証書 預金通帳 小切手 約束手形 有価証券受渡計算書 社債申込書 契約の申込書 (約款的約款なし) 請求書 納品書 送り状 輸出証明書	一連の取引の中間過程で作成される書類で、所得金額の計算と直結・連動する書類	資金や物の流れに直結・連動する書類	速やかに入力 または 業務サイクル後速やかに入力
検収書 入庫報告書 貨物受領書 見積書 注文書 契約の申込書 (約款的約款あり)	資金の流れや物の流れに直結・連動しない書類	資金や物の流れに直結・連動しない書類	業務サイクル後速やかに入力 または 適時に入力

と、実際に導入してもうまく移行できなかつたり、最悪税務調査の際に証憑として使えないために、経費が否認される可能性も出てきます。この点について、導入時にしっかり検討することで、後々の運用もスムーズに行えることになると思います。

なお、スキャナ保存の対象書類は、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書などの計算、整理又は決算関係書類以外の国税関係書類となっているため、「棚卸表、貸借対照表及び損益計算書など」はスキャナ保存の対象外になります。

なお、全ての証憑を電子化しなければならないというわけではありません。はじめは見積書だけ、慣れてきたら注文書、請求書と、範囲を広げていけば良いですね。この導入に関するタイムスケジュールについても、しっかり話し合う必要があります。

また、スキャンの要件(解像度)なども規定がありますので、注意しておいて下さい。

■ スキャナ保存が効果がある会社は、おおよそ年商50億以上の規模の会社で、伝票や証票が多く、保管コストがかかる法人です。もちろん小規模の個人事業主でも全く問題ありませんが、システムを導入するコスト等を考えるとあまりお勧めできないですね。

■ 電子帳簿保存法を適用した場合のメリットは、次のようなことが考えられます。

1. 書類を保管するためのスペースや、管理にかかっていた事務の負担を軽減できるので、コストの削減につながる
2. 社内の業務が効率的に行われる仕組みができる
3. 情報の検索性が向上することによって、業務をスピードアップすることができる。また、ネットワーク上での書類のやり取りも可能になる

ちなみに、デメリットとしては、導入コストだけでなく、維持費もかかってしまうことや、操作に慣れが必要であることなどが挙げられます。

■ 具体的な手続き

電子帳簿保存法の適用を受ける場合は、電子保存を始める日の3か月前の日までに、「国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書」に記入し、所轄の税務署に提出します。例えば、平成30年4月1日から電子保存を始めたい場合は、平成29年12月31日までに提出する必要があります！

その際、添付書類として必要なものは、次の通りです。

1. 電子帳簿保存で使用するシステムの概要を記載した書類
 2. システム処理の事務手続きなどを記載した書類(手続きを外部の業者などに委託している場合は、その委託契約書の写し)
 3. その他、補完や参考となる書類
- 実際の導入にあたっては、かなり細かいコンサルティングが必要ですので、システム業者と、顧問の税理士にしっかり相談して下さい(^-^)

養老保険を活用した租税回避行為について

■ よく、生命保険を使って節税を！と考える人は多いですよね。それに、実際に節税の効果のある保険商品もあります。逆の立場で、生命保険、医療保険を販売する代理店も、その節税効果をうたって商品を販売することも少なくありません。

しかし、慎重に節税のスキームを考えないと、税務調査で否認された結果、延滞税等多めに税金を払わされる結果になることもあります(そもそも節税ありきでスキームを考えること自体も個人的には好きではありません(^_^))。

少し前の話になりますが、「養老保険」を活用した租税回避事件として、既に平成24年に最高裁判決が出た事件があります。

税理士の業界や、保険代理店の中では既に当然の事例なのですが、未だに裁判で争うことがあるようです。ということは、しっかり考えないと誤った保険の活用により、納税者が不利益を被る可能性があるということです。

そこで今回は、この養老保険を活用した租税回避について、どこが問題なのかを解説していきたいと思います。

ただ、念のために説明しておきますが、読んただけで理解するのは難しいと思います。

ですので、もし興味がある人は、私に問い合わせただいても構いませんし、もしくは、おつきあいのある保険の代理店の方に相談しても良いかもしれませんね！



■ 問題となった養老保険は、契約形態が少し特殊です(ですので、養老保険自体が問題というわけではありません)。通常の保険は、①契約者が法人、②被保険者が社長、そして、③受取人は法人になります。この形態だと問題になる可能性はないのですが、問題となった養老保険は、①契約者が法人、②被保険者が社長、そして③受取人が社長の奥さんとなっています。

受取人が法人の通常の契約であれば、例えば年間100万円の保険料を支払うと、半分の50万円が経費として計上でき、さらに残りの半分は保険積立金として資産計上できます(全損の商品もありますが説明は省きます)。

しかし、受取人が社長の奥さんとなっている今回の場合は、支払った100万円の保険料は、その社長の給与として扱われます。

(ここで気をつけなければならないのは、この100万円が社長の給与になりますので、社長の源泉所得税が増えるということです。もちろん、それを分かった上でこの契約を行うのであれば何の問題もありませんが、それを知らずに契約してしまうと、個人側で脱税になってしまいますので注意が必要です。)

タックスアンサー No.5360 養老保険の保険料の取扱い

法人が契約者となり、役員又は使用人を被保険者とする養老保険に加入して支払った保険料は、保険金の受取人に応じて次のとおり取り扱われます。

なお、養老保険とは、満期又は被保険者の死亡によって保険金が支払われる生命保険です。

(1) 略

(2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族の場合

支払った保険料の額は、その役員又は使用人に対する給与となります。

なお、給与とされた保険料は、その役員又は使用人の生命保険料控除の対象となります。

■ 次に、この保険の契約途中で、名義を法人から社長個人へ名義変更を行います。名義変更と言っても、税務上は法人が個人へその保険の権利を譲渡することになります。ここで、いくらで譲渡すればいいかというと、現段階では、解約返戻金の額となっています(ここは問題視されていますので、将来的に変更になる可能性があります。ここも注意すべき点の2点目ですね!)。例えば、これまで累計1,000万円保険を支払っていて、500万円が保険積立金、この時点での解約返戻金の額が200万円だとすると、会社は200万円払って500万円の資産(保険積立金)を譲渡しますので、300万円の損金(経費)が発生します。

■ そして、さらにその後何年か個人で支払を続け、(例えば)300万円個人で保険料を支払った後、その社長は保険を解約して、(仮に)1,200万円の解約返戻金を得たとします。ここで、1,200万円を個人的に手に入れた社長は、この1,200万円を一時所得として申告します。つまり、その1,200万円にかかる所得税は、一時所得という所得の種類になります。

一時所得の計算上、「その収入を得るために支出した金額」を控除することができますが、その控除する金額に、法人が支出した保険料を含めるかが今回の争点です。

もし、法人が支出した保険料を含めると、
になり、税金はかかりません。

$$\textcircled{1} (1,200 - (1,000 + 300) - 50) / 2 < 0$$

しかし、法人が支出した保険料を含めないとすると、

$$\textcircled{2} (1,200 - (200 + 300) - 50) / 2 = 325$$

となり、所得が325万円増加するため、結果的に税金が発生することになります。税金の額は、給与や事業など



の所得や、所得控除の額がいくらかによってかなり変わるので、なんとも言えないですが、例えば年収500万円の給与をもらっている人では、32万円所得税が増えることになります(税率10%として計算しています)。

■ 結局、平成24年の最高裁判決では、「一時所得の計算上控除される『その収入を得るために支出した金額』は、「収入を得た個人自らが負担して支出したもの」に限ると判示されていますので、①ではなく、②の方法で計算するように、国税庁の基本通達でも指示が出ています。

■ 余談ですが、平成30年1月1日以降に法人から個人への名義変更を行った場合には、その名義変更の情報は保険会社からの支払調書によって税務当局に把握されることになっています。また、個人から法人へ名義変更をする際の時価についても議論の途中ですので、取扱が変わる可能性も大いにあります。また、合理性のない名義変更については税務調査で否認される可能性もあります。給与扱いになるということは、役員の場合は定期同額給与への影響も、また社会保険料の影響もありますので、全てを総合勘案して、丁寧に実行する必要がありますね。



EMP税務会計事務所
EMP行政書士事務所
株式会社オフィスEMP

〒530-0047 大阪市北区西天満5-6-10
富田町パークビル207号
TEL : 06-6316-3755 ・ FAX : 06-6316-3756
MAIL : info@office-emp.com
Web : http://www.office-emp.com

[取扱業務]

- 事業計画、キャッシュフローコンサルティング
- 税務顧問・税務調査対策
- 法人設立
- 各種セミナー
- ITコンサルティング、HP作成、SEO対策など

